

成田市入札等監視委員会議事概要(令和8年度第1回定例会議)

【日 時】 令和8年7月 17 日(金) 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所6階 中会議室

【出席委員】 大越委員長、横山委員、志手委員

1. 開 会

2. 議 事

(1)入札及び契約手続の運用状況等について

事務局

ただいまより、令和8年度第1回成田市入札等監視委員会定例会を開会いたします。

開会にあたりまして、岩沢総務部長よりご挨拶申し上げます。

岩沢総務部長

総務部長の岩沢です。委員の皆様方には、日頃より、市政運営につきましてご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、天候が不安定で都内と東葛地域で大雨危険警報のレベル4が出ており、お帰りの頃に雨が降らないか心配ではありますが、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

本市の入札制度につきましては、これまで、電子入札による一般競争入札の本格実施や総合評価落札方式による入札などを採用して、入札環境の整備に取り組んできたところでございます。

入札及び契約の適正化に関しましては、従来から様々な取り組みを行っているところでございますが、より競争性及び公正性の高い入札を確立するために、入札制度につきましては、常に点検し、改善していく必要があると認識しているところでございます。

そのようなことから、本委員会の開催は、第三者の視点から、本市の入札・契約執行に対してご指摘やご指導をいただき、今後のより適正な入札制度構築に向けての貴重な機

会として位置づけさせていただいております。

本日の委員会は、令和7年度の下半期の契約案件のうち、選定いただきました10件につきまして、ご審議をお願いするものでございます。限られた時間ではございますが、委員の皆様には、様々な角度から、ご意見・ご提言等をいただきたいと存じております。

なお、本日はご審議にあたりまして、担当課職員を入れ替え制とさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます

事務局

総務部長につきましては、所要のためここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の会議につきましては、委員のみなさま全員にご出席いただいておりますので、成田市入札等監視委員会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、議事進行につきましては、同条例第5条第1項により、委員長が行うこととなっておりますので、大越委員長よろしくお願いいたします。

大越委員長

今回から委員長を務めさせていただきます大越と申します。円滑な議事運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に先立ちまして、傍聴者の受け入れについてですが、本日の議題について、会議を非公開とする議題に該当しないため、成田市情報公開条例第24条に基づき公開して開催いたします。

本日は傍聴希望者がいらっしゃるということですので、このまま会議を進めさせていただきます。会議中に傍聴希望者がいらっしゃった場合には、途中から入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

なお、本定例会は、審議事例の事業担当課を入れ替えて進行させていただきます。

では、議事1『入札及び契約手続きの運用状況等について』事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議事1『入札及び契約手続きの運用状況等について』ご説明いたします。お手元の資料1をご覧ください。

対象期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日で令和7年度の下半期を対象としております。

まず、発注工事等の件数でございますが、「1.一般競争入札」は379件実施しております。内訳といたしましては、建設工事が78件、業務委託が233件、物品購入等が53件、測量等が15件でございます。

次に「2.見積競争」は173件実施しております。内訳といたしましては、建設工事が120件、業務委託が20件、物品購入等が29件、測量等が4件でございます。

次に、「3.特命随契」は137件実施しております。特命随契につきましては、「随意契約に関するガイドライン」を策定し、事業担当課に周知を進めているところでございまして、引き続き適正な運用を図ってまいりたいと考えております。内訳といたしましては、建設工事が4件、業務委託が62件、物品購入等が68件、測量等が3件でございます。

以上が運用状況でございますが、次ページに参考として掲載しております令和6年度下半期の実績と比較いたしますと、案件の合計数は増加しております。

続きまして、資料2「指名停止業者一覧表」をご覧ください。指名停止につきましては、「成田市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づき実施しておりますが、令和7年度下半期の指名停止の件数は5件でございました。

続きまして、少し飛びますが資料7をご覧ください。一般競争入札の落札率の推移グラフでございます。建設工事が前年度より低くなっており、業務委託が前年度より高くなっております。

続きまして、資料8をご覧ください。令和7年度下半期建設工事入札不調案件一覧でございまして6件ございました。

以上、大変雑駁ではございますが、「入札及び契約手続きの運用状況等について」の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

資料 1 の関連で、随意契約に関するガイドラインを策定しているとのことでしたが、ガイドラインは遵守されている状況でしょうか。違反する事案はあるのでしょうか。

事務局

遵守されており、特に問題のあった案件はありませんが、特命随契の案件は増えております。委託につきましては、公募型プロポーザルの件数が増えたこと、物品につきましては、自動車の再リースが更新の年にあったものが多かった影響で、17 件ほど増加している状況でございます

横山委員

資料 8 の関連で、不調案件一覧中 4 番目の案件である「江川汚水4号支線舗装復旧工事(飯仲)」について、不調時の予定価格が 200 万円弱である一方で、落札時の予定価格が約 860 万円であり、4 倍以上となっておりますが、これは事業の内容に変更があったなど単純に金額以外の変更があったのか教えてください。

事務局

この案件につきましては、ご指摘の通り、工事の一部が不調になったところ、近隣で別の工事があり、業者とのヒアリング等の結果を踏まえ、本市でも事業計画を再考いたしまして、それぞれの工事を併せて発注した結果、予定価格が増加しましたが、落札に繋がったという流れになります。

横山委員

分かりました。単純な比較ができないということで承知しました。

(2)選定事例の審議について

事例1 成田市学校給食センター建設工事(外構工事)その2

[一般競争入札(総合評価)]

大越委員長

次に議事2選定事例の審議に入らせていただきます。

事例1の事業担当課は入室してください。

それでは、事例1「成田市学校給食センター建設工事(外構工事)その2」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例1についてご説明させていただきます。事業名は、「成田市学校給食センター建設工事(外構工事)その2」、発注方法は一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で成田市入札参加資格者名簿の「建設工事」部門、「土木一式工事」に登録があり、所在区分が「市内業者、または準市内業者」として登録されているものを対象とし、官公庁等が平成27年度以降に発注した土木一式工事について、元請として受注し、施工完了した実績があることといたしました。

開札日は令和7年10月15日、入札参加者数は1者でございました。契約日は令和7年12月17日、予定価格は1億6,550万6千円、契約金額は1億6,533万円で契約の相手方は、株式会社ナリコーでございました。

詳細につきましては、事業担当課であります学校給食センターより、ご説明させていただきます。

担当課

本件は、令和6年度からの継続事業として実施している学校給食センター移転再整備事業の一環として、施設の建築後に行う敷地内道路、駐車場、雨水排水施設フェンス等の設置を行うものです。新しい給食センターにつきましては、令和8年9月からの給食の開始を予定しております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

それでは私の方からお伺いさせていただきたいと思います。

説明資料にも記載のある通り、外構工事その1と同業者が入札、契約されているとい

うことですが、一方で入札参加者が同業者のみということで、他の業者が入札に参加することが難しい状況や工事の特殊性などはあったのでしょうか。

事務局

本件につきましては、電子入札システムを利用した総合評価方式による一般競争入札を行い、広く入札に参加する機会を設けておりましたが、結果として1者の入札となりました。

これにつきましては、33者ほど、参加することは可能でありましたが、各社が条件等を見た中で利益等を考慮したうえで1者のみの入札となったと認識しているところでございます。

大越委員長

予定価格の計算にあたっては、積算基準に基づいて算出していると記載されていますが、外構工事その1を行った業者と打ち合わせ等をして、金額を設計されたといったことはあったのでしょうか。

担当課

予定価格につきましては、千葉県土木工事積算基準に従って積算したものでありまして、外構工事その1の業者と特に協議をしたということはございません。

志手委員

総合評価方式ということで、この技術評価点というのは、どのような内容で評価されたものなのでしょうか。

事務局

本市の総合評価につきましては、特別簡易型ということで評価をしております。内容といたしましては、これまで実施した工事における工事検査の点数や、ボランティア活動など地域における貢献や、障がい者や高齢者の雇用を行っているか等を評価しております。

他には、市の優良工事の表彰を受けていることや、指名停止が行われていない等を見

て評価をさせていただいております。

横山委員

予定価格の算出方法についてであります。公共工事の積算基準があることは承知しておりますが、基準自体の妥当性はどうなのでしょう。民間工事の水準からすると乖離しているようなところがあるのでしょうか。

従前であれば、公共工事は、利益は少ないが赤字にもならないということで、入札に参加する業者も多かったと思うのですが、基準がより低く、利益がより少ないことから業者が参加しないという状況なのでしょう。

担当課

基準があるものについてはその基準を参考にしておりますが、当然基準以外のものもございます。そういったものについては、3者から見積もりを取り、そちらの価格を参考にしております。

横山委員

傾向としてはプラスアルファで何か加えるような感じですか。基準を下回る調整はしないという認識でよろしいでしょうか。

担当課

基準を下回るということはありません。

大越委員長

他に委員の方、何かありますでしょうか

それでは、事例1の審議はこれで終了といたします。

次に、事例2「水道事業管路布設工事(本三里塚・三里塚光ヶ丘)(ゼロ市債)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 水道事業管路布設工事(本三里塚・三里塚光ヶ丘)(ゼロ市債)

[一般競争入札(総合評価)]

大越委員長

それでは事例2について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例2について、説明させていただきます。

事業名は、「水道事業管路布設工事(本三里塚・三里塚光ヶ丘)(ゼロ市債)」、発注方法は一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で成田市入札参加資格者名簿の「建設工事」部門、「土木一式工事」に登録があり、所在区分が「市内業者、または準市内業者」として登録されているものを対象といたしまして、官公庁等が平成27年度以降に発注した土木一式工事について、元請として受注し施工完了した実績があることといたしました。

開札日は令和8年3月18日、入札参加者数は2者でございました。契約日は令和8年3月24日、予定価格は2億5,652万円、契約金額は2億4,750万円で契約の相手方は、関東機工建設株式会社でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります 工務課より、ご説明させていただきます。

担当課

それでは工事の内容等をご説明させていただきます。お手数ですが、案内図もあわせてご覧いただければと思います。

本工事につきましては、給水区域内の一部地域で、時間帯により発生しておりました水量水圧不足を解消するために、新たに配水管の整備を行い、あわせて近接する導水管の整備を行ったものでございます。

布設する管路につきましては、配水管の口径が300ミリで、延長1,128.6メートル、導水管が口径250ミリで、1,269.8メートルの延長となっております。全体での管路布設延長は約2,500メートルとなっております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

志手委員

入札調書を見ると落札業者は、入札金額は 2 番札であったが、技術評価点が高かった
のでこちらに決まったということでしょうか。

事務局

その通りでございます。

横山委員

落札できなかった業者の技術点はあまり高くない印象ですが、何かご事情があるのでは
しょうか。

事務局

詳細な情報につきましては個別の情報になってしまうところがありますが、主なものと
しましては、工事成績の部分の配点が 8 点と非常に高い項目となっており、ここで 3 点程
差がついております。その他、細かいところで言いますと、ISO の関係で差がついており
ます。

こうした部分で差がついて、価格と技術点を合計して逆転現象が起きている状況でござ
います。

横山委員

工事成績というのは過去の実績という意味で理解してよろしいですか。

事務局

工事成績につきましては、工事検査の点数となります。一定の期間を設けまして、その
期間の平均点でつけると決まっております。

横山委員

過去のものについての評価となると、ある意味既得利権じゃないですけども、新規参入しづらく、過去の実績ある業者が有利となりますよね。少々極端になってしまうと、今申し上げたように既得利権のようになってしまい、業者の入れ替えも生じないと思います。配点等については、多少考慮する必要がある印象です。こちらは意見とさせていただきます。

大越委員長

他に委員の方、何かありますでしょうか

それでは私の方からお伺いさせていただきたいと思います。

今回の入札参加者数は 2 者ということで少ないですが、実際に参加できる可能性がある数は何者が分かりますか。

事務局

事例 1 と同じ条件となりますので、33 者の入札が可能でございます。

大越委員長

あと過去 2 年以内の同一業種の工事成績ですが、これは特に契約金額に関わらず成績をつけているのか、それとも一定金額以上の工事について成績をつけているのか教えてくださいいただけますか。

事務局

工事検査の対象となるのが請負金額 150 万円以上の公共工事となっております、その工事検査における同一業種の業者ごとの平均点で比較をしております。なお、本年 4 月から検査の基準が変更となっており、現在は 200 万円超が検査の対象となっております。

大越委員長

そうすると大多数の契約は成績計上の対象になるという認識でよろしいですか。

事務局

はい。その通りでございます

大越委員長

先ほど横山先生の意見にもあったように、過去に実績がない新規業者が、過去 2 年以内の同一業種の工事成績の評価によって参入できない可能性も考えられるので、今後も検討いただき、幅広く入札できる状況を作っていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局

補足いたしますと、本市の総合評価につきましては、価格点が 80 点、技術点が 20 点であり、一般競争入札のように価格のみでは行いませんが、技術点は高くない比重でございます。

過去 2 年以内の同一業種の工事成績の配点につきましては、40 点中 8 点となっております。最終的な技術点が 20 点であり、実質 4 点が過去の実績部分となりますので、そこまで大きな影響は与えないと考えてはおりますが、今後も検討させていただきたいと思っております。

大越委員長

次の案件も同様ですが、総合評価は非常に応札者が少ない傾向がありますので、幅広く入札できるような体制を作っていただければと思います。

横山委員

基本的なところではありますが、入札調書の評価の仕方を教えていただけますか。具体的には、合計点の 40 点と技術評価点 20 点の関係を教えていただけますか。また、価格以外の評価がどのように導かれるかも併せて教えてください。

事務局

分かりづらい表で申し訳ありません。成田市の総合評価につきましては、先ほど申し上げ

ました通り、100 点満点で価格評価点が 80 点、技術評価点が 20 点となっております。各得点は、それぞれ 1 位の会社が満点となり、2 位以下の会社につきましては、比例計算で算定する形となっております。

技術評価点につきましては、評価の基となる各項目の合計が 40 点となっており、一番高い点数を取られた会社が、技術評価点として 20 点となります。例えば、今回 2 者が応札しておりますが、1 者目が 40 点、2 者目は 20 点の場合、技術評価点は 1 位の会社が 20 点、2 位の会社が 10 点となります。

また、「価格以外の評価」の項目の見方につきましては、合計点 40 点中何点だったかを示しておりまして、1位の業者は 40 点中 31 点で 1 位となり 20 点、2位の業者は 40 点中 21 点で 1 位の会社との比例計算で 13.5 点という形で示させていただいているところです。

横山委員

そうすると入札者が 1 者のみの場合は、技術評価点が絶対的に低くても満点になるということですか。仮に合計点が 10 点程でも技術評価点上は 20 点ということですよ。

この仕組みは何か問題は起きませんか。少なくとも入札資格があるから問題はないという認識でしょうか。

事務局

入札参加資格等については、配点とは別に評価しておりますので、問題が発生したことはございません。

横山委員

分かりました。あと対外的な特に市民に対する説明ということでは納得いただけておりますか。

事務局

議会でもこの点数について聞かれることはありますが、採点の方法はこのようにしていると説明させていただいております。

横山委員

入札資格で担保されているということで認識しました。ありがとうございます。

大越委員長

それでは、事例2の審議はこれで終了といたします。

次に、事例3「根木名川雨水1号幹線築造工事(不動ヶ岡)その2」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 根木名川雨水1号幹線築造工事(不動ヶ岡)その2

〔一般競争入札(総合評価)〕

大越委員長

それでは、事例3の「根木名川雨水1号幹線築造工事(不動ヶ岡)その2」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例3についてご説明させていただきます。事業名は、「根木名川雨水1号幹線築造工事(不動ヶ岡)その2」、発注方法は一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の「建設工事」部門、「土木一式工事」に登録があり、所在区分が「市内業者、または準市内業者」として登載されているものを対象とし、官公庁等が平成27年度以降に発注した土木一式工事について、元請として受注し施工完了した実績があることとしました。

開札日は令和7年10月1日、入札参加者数は1者でございました。契約日は令和7年10月7日、予定価格は4億1,652万6千円、契約金額は3億8,500万円で契約の相手方は、株式会社小高興業でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります下水道課よりご説明させていただきます。

担当課

当該工事は、不動ヶ岡土地区画整理の区域内で、区画整理事業の造成前に雨水幹線を整備するもので、ボックスカルバート横 1,800 mm×縦 1,500 mmを 387m布設し、矩形マンホールを 2 基設置する工事で、工事総延長は 391mになります。

入札が低調な理由といたしましては、土地区画整理区域内での施工となるため、土地区画整理組合及び施工業者との調整等が必要となり、作業に制約等がかかる事を懸念してのものと推測されます。

入札が低調なことについての対策といたしましては、現場条件等に応じて各業者で入札の判断が変わってきますので、市として対策は難しいですが、工事担当課といたしましては、今後も工事の適正な積算に努めてまいります。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

比較的金額規模が大きい工事にも関わらず、入札が 1 者であるが、何か参入障壁等があるかということで選定させていただきました。その他参考となる事項で回答いただいておりましたが、その他に担当課として、参入を促す方法として何か考えられることはありますか。

例えば、工事の区分けを細分化する、若しくはまとめるなどの方法があるかと思います。また、金額以外でも工夫できる部分があると思うのですがいかがでしょうか。

また、前提としてご説明がありました土地区画整理組合及び施工業者との調整とは、具体的にはどのような調整をしなければいけないのでしょうか。そこで調整が必要な場合に、例えば市で調整を図ってあげることはできないのでしょうか。

担当課

まず、調整につきましては、区画整理事業ですので、市も調整に入る余地は十分ございますので、必要なときには、関係事業者と打ち合わせを行うものと考えております。工事の細かい部分につきましては、土地区画整理組合の中でも、複数の工事を行っていることもあり、業者間で行うものも当然あると考えておりますので、業者間での調整が必要であ

と考えております。

参入を促す工夫につきましては、今回の案件は、令和 7 年から 8 年度の 2 ヶ年で工事を進捗しておりますが、令和 6 年度につきましても今回の工事の前段の工事として、下流部分の工事を施工しており、全体で 3 ヶ年目になります。こうしたことから区割りは行わせていただいております。

今回の工事の入札者数に関しましては、業者側の意向が大きいものであると考えております。自社の工事だけを進めていくものではなく、調整が必要なところもあることから、業者側が懸念した部分はあるかと考えております。

横山委員

前回と施工業者が変わったということですがけれども業者間で話し合って受注したといった問題はないということでしょうか。

担当課

そのような問題はございません。

大越委員長

他に委員の方、何かありますでしょうか。

志手委員

この工事は 1,800mm×1,500mm と割と大きなボックスカルバートを布設するというので、この規模の工事の実績がある業者は市内でどの程度ありますか。

事務局

成田市の入札の方法といたしましては、会社の規模で入札の要件を出しております。今回は市内・準市内業者の F・A クラスで、経営規模が 1、2 番目に高い基準を対象に入札しており、全部で 34 者おります。

志手委員

実際の工事経験の有無ではなく、会社の規模を基準に条件を満たしている業者が34者ということですね。ボックスカルバートを布設する工事の経験がある業者は市では具体的には把握しているのでしょうか。

事務局

申し訳ありませんが、契約検査課では、具体的な工事实績でボックスカルバートの布設を行った会社は把握しておりません。

志手委員

一般入札なので、実施可能な業者が入札してくるという認識ですか。

事務局

その通りでございます。

大越委員長

他に委員の方、何かありますでしょうか

それでは私から、事例1から3まで総合評価の案件が続きましたが、最初の事例で横山先生からお話のあったように、工事の積算について、事例3についても金額は大きい工事にも関わらず応札が1者のみですが、業者側からこれでは金額面で採算が合わないという声を聞いたといったことはありますか。

事務局

特にそのような声はございません。成田市といたしましては、ゼロ市債を活用した工事の平準化、週休2日制の実施やスライド条項の適用など業者が入札しやすい取り組みを続けてきております。今回の事例につきましては、事例1と同様にはなりますが、各会社が利益を考慮した結果、1者のみの入札となったと考えているところです。

大越委員長

個人的な意見にはなりますが、昨今の物価上昇等により事業者の環境も大きく変わっ

ており、公共事業で利益が上がらないという声は聞くことがあります。そのような状況だと大規模の会社は利益が薄くても、経営は成り立つところではあるのですが、小規模な会社だと、利益が薄くなれば、それが経営全体に響いてくるということもあり、参入しづらいところもあるかと思いますので、是非、こうした点は今後も入札しやすい環境を整えていただくようにご尽力いただければと思います。

それでは、事例3の審議はこれで終了といたします。

次に、事例4「成田市余熱利用施設整備運営事業モニタリング業務委託」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 成田市余熱利用施設整備運営事業モニタリング業務委託

〔随意契約(プロポーザル)〕

大越委員長

それでは事例4の「成田市余熱利用施設整備運営事業モニタリング業務委託」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例4についてご説明させていただきます。

事業名は、「成田市余熱利用施設整備運営事業モニタリング業務委託」、発注方法は公募型プロポーザルでございます。

契約日は令和8年3月25日、予定価格は8,291万8千円、契約金額は8,278万6千円で契約の相手方は、株式会社建設技術研究所でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります環境計画課よりご説明させていただきます。

担当課

発注の理由等は審議事例説明書に記載の通りとなっておりますが、このモニタリング業務がなぜ必要かという点を追加でご説明したいと思います。

余熱利用施設の整備事業を PFI 法に基づいて進めており、受注者である特別目的会社が設計、整備、運営等を責任持って進めていくと本市では考えてはおりますが、法律や成田市のルールに基づいて事業を進められているかを確認する必要があります。

このモニタリングを行う必要性和実施内容につきましては、内閣府に設置されている民間資金等活用事業推進委員会によってガイドラインが定められているところです。

こうしたことから、今回のモニタリングを行う必要があるのですが、県や政令指定都市のように組織体制や PFI 事業の実績のある自治体であれば、知識・経験等があり、職員が直接対応できるのですが、本市においては、PFI 事業は初めてのこととなります。

また、元々の整備事業の事業費が約 92 億円という大規模事業になりますことから、モニタリングを本市職員で実施することは難しいということで、今回業務委託を行うところでございます。

あと、追加資料についてであります、別の業務に関する資料を提出してしまったところです。申し訳ありませんでした。昨日、差し替えの資料を送信しているところです。皆様に届いているかと思しますので、差し替え後の資料でご確認いただければと思います。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

前提として、余熱利用ということですが、清掃工場から出てくる廃熱を利用する事業という認識でよろしいですか。

担当課

その通りでございます。

志手委員

モニタリング事業の期間は、対象となっている PFI 事業の事業期間と同じでしょうか。

担当課

まず、基本設計、実施設計を行い、それに基づいて建設工事、その後に開業準備が行われて完成後、維持管理、運営のモニタリングを行います。

実際のモニタリング期間といたしましては、PFI 事業の期間とは別のものとなります。理由といたしましては、実際の運営が始まるとほとんど同様のことをやっていただくことになるので、運営開始後の 3 年間にあたる令和 11 年度から 13 年度までモニタリングをしていただき、その後はそれに基づいて自前で行うということになります。

志手委員

モニタリングを3年間やってもらって、それを引き継いで成田市で行っていくということですね。

続けてですが、この案件は入札する業者がもう少しいても良かったのではないかと思います。1 者であった理由はあるのでしょうか。

担当課

推測にはなるのですが、このモニタリングの前にアドバイザーという業者を選ぶための業務があるのですが、この業務を受注した会社が今回のモニタリングの契約相手となります。

業務といたしましては、まず業者を決める前のアドバイザー業務、それを受けてその後のモニタリング業務に繋がっていくのが PFI 事業の流れなのですが、前段のアドバイザー業務を受注しているほうが有利であり、また、業務内容としても途中から入るのは難しいところであります。

参考とはなりますが、前段のアドバイザー業務では 2 者入札があり競争になりました。

志手委員

アドバイザー業務を受注した業者が今回の業務を入札した会社ということですが、アドバイザー業務の中で予定価格を算定していきますよね。それと同じ会社が入札に参加するのは設計業務だとは行わないことだと思うのですが、モニタリング業務の場合は特に問題ないということでしょうか。

担当課

民間資金等活用事業推進委員会のガイドラインにそこまでは書かれておりませんが、特に問題はないと考えております。

横山委員

金額決定の仕組みですが、積算基準となる数値は、本体事業の総工費などから導かれるのでしょうか。

担当課

本体工事ではなく、業務内容を提示して一旦見積書をいただき、それを市の積算基準に当てはめて、改めて市で設計を行い発注しているところです。

横山委員

一定の基準というのを、成田市が持っているということですね。

大越委員長

業者の見積もり金額と市の積算金額に差はあったのでしょうか。

担当課

業者の見積書は 8, 278 万 6 千円、市の設計は 8, 291 万 8 千円となります。

大越委員長

この結果を見ると、見積書と積算がほぼ一致していると考えるのが自然かと思います。先ほど今回初めて行う業務と説明がありましたが、どのような基準に基づいて積算したのでしょうか。

担当課

例えば、業務内容に基づいて技術者何人、人工代いくらということで見積もりをいただいたところです。この見積もりから単価を県単価などと合わせて再設計した結果となります。

す。正直なところ、人工代などはそのまま見積もりの金額を使用しているので見積もりと積算が限りなくて近似してしまったと考えております。

横山委員

仮に市の予定価格と業者の金額に差があった場合、業者が安く見積もってきた場合はよいが、市の予定価格と比べて相当高かった場合は、値下げ交渉のようなことは行われるのでしょうか。

担当課

市が上限額を設定して公表しておりますので、その範囲内である必要があります。

大越委員長

ありがとうございました。

それでは、事例4の審議はこれで終了といたします。

次に、事例5「市道路肩草刈作業委託(遠山南地区)(令和8年度)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 市道路肩草刈作業委託(遠山南地区)(令和8年度)

〔制限付一般競争入札〕

大越委員長

それでは事例5の「市道路肩草刈作業委託(遠山南地区)(令和8年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例5についてご説明させていただきます。事業名は「市道路肩草刈作業委託(遠山南地区)(令和8年度)」、発注方法は一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で、成田市入札参加資格者名簿の「委託」部

門、「緑地管理・道路清掃」に登録があり、所在区分が「市内業者」として登載されているものを対象とし、土木工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者としてしました。

開札日は令和8年3月13日、入札参加者数は2者でございました。契約日は令和8年3月19日、予定価格は1,311万2千円、契約金額は1,309万円で契約の相手方は、有限会社加瀬興業でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります道路管理課よりご説明させていただきます。

担当課

本業務は、本市が管理する市道の良好な維持管理を実施することにより、快適且つ安全な道路環境の整備並びに景観の保持を図ることを目的とし、市道の路肩草刈り作業を委託しております。内容といたしましては、年間を通じて路肩草刈りや法面草刈りの作業を行うものであります。また、市内の管理区分を9の地区に分け、9地区分を制限付き一般競争入札として請負業者を決定しております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

それでは私から質問させていただきます。

応札者数が少ない理由として、本案件においては、草刈り業務委託のうち3件を超えて落札することができないという落札制限を設定しているとのことですが、これは9地区の中の入札においてでしょうか、それとも他の一般の草刈り業務委託も含めてとなりますか。

事務局

本市におきましては、業者の受注機会の確保と業務の品質確保を図るために、同日に開札する草刈り委託につきましては落札制限を設けており、あくまで同日に開札する草刈り業務委託の案件について3件を超えて落札できないという形にしているところでございます。

大越委員長

9 地区分は同時に公表をされているものなのか、それとも別々に公表するものなのか教えていただけますでしょうか。

事務局

同日に行っている草刈委託が 16 件あり、道路管理課の 9 地区も全部入っておりますので、同時に公表しております。

大越委員長

いただいた資料には記載があるかもしれないのですが、今回落札した業者は市道路の案件で 2 つ落札されていますが、他にも落札されているものはありますか。

事務局

先ほど 16 件を同日に開札したと申し上げましたが、金額が高額な案件から順に開札しております。この案件につきましては、16 件中 3 番目に開札したのですが、この後もう 1 件落札しまして、この日は 2 件落札しているところでございます。

大越委員長

今回の市道路のところだけ見てみたのですが、落札した金額が非常に大きく、また、もう一つの案件に関しては、応札者数が少ないです。事業内容にもよるのかもしれませんが、予定価格が大きいものにも関わらず、応札者数が少なく、かつ、落札率が高くなっているということで、これは他の業者が応札できない事情が何かあったのかという点を教えていただけますか。

事務局

本案件は落札制限を設けておりましたので、落札しやすい業務、落札しづらい業務を各社で考慮した上で、入札をされていると思います。

本案件につきましては、高い方から 3 番目ではありましたが、各社で諸々の状況を考慮して入札しなかったものと考えております。

大越委員長

道路管理課として見ると、この地区の草刈り委託は何か特殊な事情として考えられることはありますか。

担当課

道路管理課分に関しましては 9 地区に分けていますと先ほどご説明しましたが、基本的に道路というバス路線や通学路のあるところの路肩の草刈りとなります。業者としてみれば、草刈りという一番手間のかからない作業ではありますが、安全確保などは業者も現地を確認して選定していると思いますので、その辺りを踏まえて業者の判断で入札しないことがあると思います。

大越委員長

今回の案件ともう一つ業者が落札した成田地区分も含めて、この場所は実施が難しいといった事情はあるのでしょうか。

担当課

推察にはなりますが、今回落札した業者は道路管理課分の草刈委託にはほとんど入札しており、いずれも予定価格の満額に近い金額で入札しております。

他の業者がどの案件に入札するかは業者次第であることから、誰も競争相手がいないければ、今回落札した業者が高い金額で落札できたということもあると考えております。

大越委員長

先ほど説明されていましたが、落札の件数は上限があるが、応札の件数には上限はないことから、業者は多くの案件について応札を行い、予定価格満額に近い金額で落札できれば良いという感覚で応札している可能性もあるということですね。

それでは、ほかの委員の方ご質問はありますか。

横山委員

聞きそびれてしまったのですが、落札の制限があるということですが、これは同一入札

日においてということによろしいですか。

事務局

その通りでございます。本案件につきましては、草刈り委託で同日に開札したものは3件までとなります。

横山委員

業者からみると、金額規模の大きいものをなるべく予定価格に近いところで落札できれば良いということになると思います。それは一方で、市の財政的には困ることから、相反する要請だとは思いますが、なるべく競争が働き落札金額を下げるができるように工夫しなければいけないのかなという気がします。

落札件数の制限がマイナスに働く、つまり、結果的に市の財政にとってマイナスになるようであれば、それ自体の見直しも必要かなという気もいたします。

今回の件は業者さんにとって利益があり、たまたま金額も大きい案件ということではありましたが、更なる工夫をお願いしたいと思います。

志手委員

予定価格を出すのも難しいのではないかなと思いますが、入札調書を見ると、1番札と2番札の方の差が2万円となっており、予定価格の近傍での価格になっております。

監視委員会で評価をする事例を選ぶにあたって、今回の案件は9地区に分けているのであれば、まとめて評価をするようにしたほうが良いと思いました。どのような業者がどういう金額で9地区を落札しているかも気になったところからです。これは意見とさせていただきます。

事務局

事務局としてもこのような落札制限のある案件につきましては、今後、委員の皆様から選定事例として挙がってきた場合には、一覧表の添付、他案件の調書の添付等を事務局からお問い合わせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

大越委員長

それでは、事例5の審議はこれで終了といたします。

次に、事例6「樹木管理委託(東和田駐車場)(令和8年度)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 樹木管理委託(東和田駐車場)(令和8年度)

〔制限付一般競争入札〕

大越委員長

それでは事例6「樹木管理委託(東和田駐車場)(令和8年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例6について、ご説明させていただきます。事業名は「樹木管理委託(東和田駐車場)(令和8年度)」、発注方法は、一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で成田市入札参加資格者名簿の「委託」部門、「緑地管理・道路清掃」に登録があり、所在区分が「市内業者」として登載されているものを対象とし、造園工事について特定建設業又は一般建設業の許可を有している者となりました。

開札日は令和8年3月13日、入札参加者数は4者でございました。契約日は令和8年3月19日、予定価格は174万9千円、契約金額は173万8千円で契約の相手方は、有限会社福美でございました。

この案件にも落札制限がかかっており、同日の植栽管理等の委託について、4件までということで制限を設けております。

この日に開札した植栽管理等の委託案件につきましては22件ございまして、本案件につきましては22件中、20番目の開札となっているところでございます。

詳細につきましては、事業担当課であります観光プロモーション課よりご説明させていただきます。

担当課

本業務は、東和田駐車場を良好に維持管理して利用者の利便性を図るために、樹木の剪定や草刈等の作業を委託するものです。

防虫薬剤の散布や高木の剪定等を行うことから、造園工事の許可を有する市内業者に管理を委託しております。

入札の状況としては、4者から応札があり、1者が最低制限価格での応札、1者が次点での応札、2者が予定価格での応札で、最低制限価格で応札した業者が入札無効となったことから、次点での応札となった有限会社福美が落札業者となりました。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

この案件は私が選定させていただきましたが、問題意識といたしましては、一般的に緑地管理道路清掃業務ですと、他の案件では落札率が70%程度で決まっていることが多いかと思います。前の案件もそうでしたけれども、落札率が99%ということで100%に近い水準であったことから、何か特殊な事情があるのかなとも思いましたが、先ほど契約検査課から落札制限があるということでお話を伺いました。

先ほどの事例では落札制限が3件とのことですが、この案件では4件ということでその差異が生じる理由を教えてください。

事務局

基本的には参加することができる業者の数とその日に開札する案件を見て落札制限の数を調整しているところでございます。制限数につきましては、毎年落札制限の数は調整しております。緑地管理につきましては、4件で変わっておりませんが、先ほどの事例であった草刈り委託では、登録者数によって落札制限を3件や2件に年によって変えているところでございます。

横山委員

業者は入札前には、制限数の上限は分かっているということでよろしいですか。

事務局

公告におきまして、当日に開札した緑地管理を 4 件落札した場合には、それ以降は無効とする旨を明記してございます。

横山委員

担当課から先ほど入札無効となったというご説明をいただきましたが、どのような理由でしょうか。

事務局

当該業者については、同日に開札を行った植栽管理で 4 件、既に落札しておりましたので、それ以降の入札については無効という形で取り扱わせていただいております。

横山委員

問題があったわけではなくて、落札制限を超過したから資格がなくなったということですね。やはりなるべく競争の結果、低い金額で落札していただいた方が、市の財政には寄与すると思いますので、その点は工夫していただければと思います。

大越委員長

今回の案件は 22 件中 20 番目の案件ということですが、順番はどのように決めているのか教えてください。

事務局

予定価格の高いものから順番にやっております。やはり業者は、高い契約を落札したいはずですので、優先度が高いものから実施する形でやっております。

志手委員

本日の委員会の趣旨にそぐわない発言かもしれませんが、同日に 22 件開札があ

り、今回事例としているのが東和田駐車場の植栽の手入れですが、ほかの案件は公園などが該当しているのでしょうか。

事務局

本件は、観光プロモーション課に来ていただいておりますが、基本的には公園緑地課が所管している公園の案件が非常に多くなっております。

志手委員

これは、毎年同じ内容で入札をされているのでしょうか。

担当課

東和田駐車場におけるこの案件につきましては、毎年同じような内容になっております。

志手委員

意見にはなりますが、毎年入札する方が良いのか、指定管理者制度とするのが良いのか、その辺りを少し考えてみても良いのかなと思いました。

大越委員長

それでは、事例6の審議はこれで終了といたします。

次に、事例7「成田市立小中義務教育学校ICT支援業務委託(令和8年度)」の審議に入らせていただきますので、事業担当課の入れ替えをお願いします。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 成田市立小中義務教育学校ICT支援業務委託(令和8年度)

〔制限付き一般競争入札〕

大越委員長

それでは事例7「成田市立小中義務教育学校ICT支援業務委託(令和8年度)」につい

て、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例7について、ご説明させていただきます。事業名は「成田市立小中義務教育学校 ICT支援業務委託(令和8年度)」、発注方法は一般競争入札でございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で成田市入札参加資格者名簿の「委託」部門、「情報処理」に登録があり、所在区分が「市内業者、準市内業者、県内業者、または県外業者」として登載されているものを対象とし、官公庁等が平成27年度以降に発注した小中義務教育学校向けの授業支援業務を含むICT支援業務に関する業務委託または労働者派遣について、元請として受注し、完了した実績があることとしました。

開札日は令和8年2月6日、入札参加者数は1者でございました。契約日は令和8年2月12日、予定価格は1,322万5,080円、契約金額は1,307万1,300円で契約の相手方は、教育情報パートナーズ株式会社でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります教育指導課よりご説明させていただきます。

担当課

本業務は、市内小中学校及び義務教育学校において、1人1台のタブレット端末等のICT機器を活用した授業の安定稼働と活性化及び充実を図ることを目的として、学校ICT支援員の配置を委託するものです。

学校ICT支援員の業務内容は、単なる機器操作支援ではなく、学校現場に密着した継続的な支援、研修、相談対応、事例作成、緊急時対応等を含む高度な業務であることから、教育ICTに関する専門性と学校現場への対応力を備えた事業者を選定する必要があります。

加えて、文部科学省が策定した、「学校におけるICT環境の整備方針」や「学校のICT環境整備3か年計画」において、ICT環境整備の一環としてICT支援員の配置を推奨していることから、本市においても、本業務を委託しております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

事業の概要を教えてくださいたいのですが、これは学校等に人員を派遣して、校務支援や授業支援を行う事業と理解してよろしいでしょうか。

担当課

その通りでございます。

横山委員

端末の代金はこの委託事業とは関係ないものという理解でよろしいでしょうか。

担当課

端末の代金は別のものとなります。

志手委員

この ICT 支援業務委託仕様書が非常に細かく書かれておりまして、すごいと思ったのですが、これはどのようにしてここまで定めることができたのでしょうか。

担当課

仕様書の作成におきましては、GIGA スクール構想が始まった令和 3 年度から端末の導入が始まっておりまして、その時に色々な仕様のなものが示されたことがあります。また、実際に稼働する中で、必要なこと等の意見が現場から出てきたことやその他にも実際に運用する中で必要であるべきことや実施を希望する内容等が発生しまして、それらを加除修正する中で形は仕上がっていったものと捉えております。

志手委員

今までの経験が積み重ねられてきたものが仕様書に反映されているということですね。また、この案件は毎年入札しているのですか。

担当課

はい、毎年行っております。

志手委員

そうすると、今回入札された業者は、これまでも落札された経験があるのか、色々な業者が毎年落札されているのか教えていただきたいと思います。

担当課

現在の業者は昨年度も実施している業者になりますが、その前の 2 年間は別の業者が行っておりまして、その前はまた違う業者ということで変遷しております。

大越委員長

予定価格に関しては前年踏襲のような形でされているのか、また、毎回積算されているのか教えていただけますか。

担当課

毎年見積もりを取りまして、積算させていただいております。

大越委員長

見積もりは前年に実施した業者から取っているのですか。

担当課

見積もりに関しては、当該年度に実施している業者から取らせていただいております。

大越委員長

そうすると、今回落札した業者は昨年も行っていたということでしたから、今回取られた見積もりはこの業者から取られたと思いますが金額は昨年度から変わりはないものですか。

担当課

金額につきましては、今回、校務用端末及び子供の iPad の入れ替えを夏休みに行うことで派遣回数を増やしておりますので、昨年度より見積額等は上がっております。

大越委員長

その辺りは市もしっかりと分析されて、言われたままにやっているわけではないということですね。

それでは、事例7の審議はこれで終了といたします。

次に、事例8「成人式会場設営等業務委託」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 成人式会場設営等業務委託

〔随意契約(特命随契)〕

大越委員長

それでは事例8「成人式会場設営等業務委託」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事例8について、ご説明させていただきます。事業名は「成人式会場設営等業務委託」、発注方法は随意契約でございます。

契約日は令和7年11月26日、予定価格は710万8,288円、契約金額は710万8,288円で、契約の相手方は、株式会社グリーンポート・エージェンシーでございました。

詳細につきましては、事業担当課であります生涯学習課よりご説明させていただきます。

担当課

随意契約の理由といたしましては、成人式の会場となっております「NRT Central Square Popo Park」は成田国際空港第2旅客ターミナルビルの中央広場となっております。

こちらは株式会社グリーンポート・エージェンシーが、成田国際空港株式会社より管理運営における業務委託を受けております。

当会場のイベント開催時の会場設営についても、唯一の指定業者とされているため、本会場で成人式を実施するにあたりましては、会場設営が可能な当該業者との随意契約が必要であるということになっております。

また、本市といたしましては、成田市ならではの成人式ということで、多くの参加者の故郷への愛着を育むという観点からも、成田らしさが実感できる成田国際空港で開催しております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

この委員会の趣旨から外れるかもしれませんが、この場所で成人式を行っているのはどのような理由でしょうか。国際都市であることから適切というご判断でしょうか。

担当課

まずは、成田らしさという点におきまして、成田国際空港で開催するというところがあります。

また、会場につきましては、成人式は一生に一度のものであることから、参加者の皆様の思い出に残っていただく点も非常に大切なことだと考えております。

さらに、この中央広場につきましては、駅に隣接しておりますので、1,000 名以上の人が集まるのに非常に利便性が高いことから、こちらを会場として採用しております。

大越委員長

当日の写真等もつけていただいて非常にわかりやすくありがとうございます。金額の関連なのですが、例えば雨天時に大きなテントを張って実施されると思うのですが、そういった場合には追加費用が発生するのでしょうか。

担当課

雨天時におきましては、イベント用の大きなテントを使用して何とか開催できるような形で進めてまいりますが、その費用に関しては予め仕様書に盛り込んでございますので、追加費用等の発生はございません。

大越委員長

会場の賃借料は委託料の中に含まれておりますか。

担当課

昨年度も担当課として交渉に交渉を重ねて、随意契約だからこそ入念にチェックをしながら契約手続きを進めており、会場使用料をなくしていただくことが昨年度はできております。

大越委員長

設計金額は業者の見積もりに、今お話しされたような交渉を重ねて決まった金額という認識でよろしいでしょうか。

担当課

その通りでございます。

志手委員

今の質問に関連しますが、業者から出てきた見積もりの妥当性はどのように評価されたのでしょうか。

担当課

この案件に関しましては、これまで入札で行われていましたので、入札した時の価格と比べながら妥当性を確認いたしました。

志手委員

今までは入札で今回は随意契約とされた理由が何かあるのでしょうか。

担当課

令和 7 年度より株式会社グリーンポート・エージェンシーが成田空港株式会社から「NRT Central Square Popo Park」の管理運営業務を委託されたので、令和 7 年度から随意契約になりました。

志手委員

分かりました。金額の妥当性はこれまでの入札金額と比較してということですが、設営の内容はこれまでと同じですか。

担当課

設営の金額についてですが、「NRT Central Square Popo Park」という形で、会場を公園のように成田空港株式会社の方でされました。

それに伴い、様々な遊具などが設置されており、その遊具の撤去費用などの関係で、入札時よりも価格が増加しているところでございます。

しかしながら、その他の単価などに関しては大きな変化はございません。

志手委員

分かりました。来年度以降も随意契約は続いていくことだと思います。普段管理されている業者ということから、工夫を行い、随意契約するにしても、金額が少しずつ下がっていくと良いと思いました。

大越委員長

それでは、事例8の審議はこれで終了といたします。

次に、事例9「公金取扱業務委託(大栄支所)(令和8年度から令和9年度)」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例8の審議を終了〕

事例9 公金取扱業務委託(大栄支所)(令和8年度から令和9年度)

[随意契約(特命随契)]

大越委員長

それでは事例9「公金取扱業務委託(大栄支所)(令和8年度から令和9年度)」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは事例9について、ご説明させていただきます。事業名は「公金取扱業務委託(大栄支所)(令和8年度から令和9年度)」、発注方法は随意契約でございます。

契約日は令和8年3月31日、予定価格は158万6,200円、契約金額は158万6,200円で、契約の相手方は、株式会社千葉銀行でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります会計室より、ご説明させていただきます。

担当課

本業務は、業務場所である大栄支所で収納した市税等の公金について、成田市指定金融機関への払込までを安全かつ円滑に行うことを目的としています。

業務内容につきましては、公金適正管理の観点から、極力職員による現金輸送を伴わないものとするため、セキュリティ面で現金輸送時のリスクや事故の防止を目的として、業務場所での収納した現金を入金機に投入することにより、入金データのみが千葉銀行へ送信され、その後成田市会計管理者口座に振込される運用となります。入金機に格納された現金については、定期的に業者により回収されています。

予定価格につきましては、千葉銀行が再委託している入金機管理業者による現金の保管及びデータ送信に必要となる専用機器の設置・保守費用や現金回収費用等を踏まえた見積額に基づき算定されており、公金の安全性を確保するために必要な費用であると考えております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

業務内容としては、市税等の出納業務としてデータ送信を行っているということで理解してよろしいでしょうか。現金輸送などの事実行為については別の業者が行っているという認識でよろしいでしょうか。

担当課

現金輸送やガードマンの費用も含まれています。こちらにつきましては、千葉銀行から入金機管理業者に再委託しております。再委託は契約の条項中に発注者の承認があればできると記載がありますので、このような運用をしているところでございます。

横山委員

わかりました。また、先ほどご説明ありました予定価格について詳細を教えてください。これは元々業者から出ている数字なのでしょうか。それとも何か積算基準を持ち合わせているのでしょうか。

担当課

積算根拠といたしましては、データ送信に必要となる機械の費用があります。少し前にATMでいろいろ破壊されたということもありますことから、堅牢で信頼性のある機械となっており保守の必要もあります。また、月3度ほどガードマンが定期的に現金を回収して運ぶ業務もありますので、そのような経費の積み上げで積算をしたものでございます。

横山委員

私が今回選定させていただいた理由として、指定金融機関においてはこのような公金管理が負担になっているというような声も聞こえております。都市銀行などでは、具体的に辞めたいという声も出ているようです。

こうしたことから、金銭的に折り合いがつかないと今後やめられてしまう可能性もあると思いますが、市の認識としてはさらに契約金額を上げていかないといけないといったことはあるのでしょうか。

担当課

今おっしゃっていただいたように、都市銀行においては、全国的にいわゆる窓口での収納関係の業務は撤退をしている状況は認識しております。

成田市におきましては、幸いにも千葉銀行は地方銀行ということで、現状は本市が示す仕様で実施いただいている状況でございます。

大越委員長

この業務に関しては大栄支所ということですが、本庁での公金管理業務はどのように行っているのでしょうか。

担当課

本庁につきましては、千葉銀行の成田支店の派出所がありまして、千葉銀行の成田支店から1日2名派出所へ職員を配置しておりますので、その職員が業務を行っております。

大越委員長

ありがとうございます。それでは、事例9の審議はこれで終了といたします。

次に、事例10「事務机・椅子・更衣ロッカー購入」の審議に入らせていただきます。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 事務机・椅子・更衣ロッカー購入

〔随意契約(見積競争)〕

大越委員長

それでは事例10「事務机・椅子・更衣ロッカー購入」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、事例10について、ご説明させていただきます。事業名は「事務机・椅子・更衣ロッカー購入」、発注方法は見積競争を実施し随意契約を締結したものでございます。

資格要件等といたしましては、単体の発注で同様の実績を持つ業者を3者選定し見積依

頼しました。

開札日は令和8年2月20日、契約日は令和8年2月24日、予定価格は77万8,250円、契約金額は77万8,250円で、契約の相手方は、有限会社土屋商店でございました。

詳細につきましては、事業担当課であります人事課よりご説明させていただきます。

担当課

本件は、職員が使用する事務机、椅子、更衣ロッカーについて、職員数の変動および破損に伴う交換に対応するために例年発注を行っているものでございます。

発注時期が年度末になっておりますのは、各備品の在庫の確認や各所属における使用状況を精査するとともに、職員の退職数や新規採用職員など職員の新陳代謝の数が判明するのが年度末になりますことから、こうしたことも考慮しまして、人事異動がある程度目途のつく2月に必要な数量を計算しまして、見積もりを行っているものでございます。

予定価格につきましては、2者から見積もりを取得し、安価な方を基準として設定しております。

大越委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご質問等ございますか。

横山委員

今2者とお話がありましたが、一方で、見積もり合わせの結果は3者とあるのですが2者でよろしいのでしょうか。

担当課

設計を行う際に、まず人事課で2者見積もりを依頼しまして、見積もりを徴取しております。その中で安価の方を設計額としまして、契約検査課に見積競争の依頼をしまして、契約検査課で三者示して見積競争を行ったという形になっております。

横山委員

そうすると、結局見積もりありきで予定価格を決定するということになるのでしょうか。

だから落札率が100%になるということでしょうか。

担当課

はい、おっしゃる通りです。

横山委員

金額の妥当性に関してなのですが、対象となる物品について、型番は特定されているのでしょうか。

担当課

同等品も可能としております。仕様書で何センチ以内という指定はしております。

横山委員

形だけの指定でしょうか。同じ部屋で物品が異なると非常に違和感がありますがいかがでしょうか。

担当課

机につきましては、配線の関係などがあるので、連結できるように基本的には同じ高さとしております。3段引き出しの中段下段にはA4ファイルを入れるなどの指定はしております。

横山委員

メーカーは異なっても仕様を満たしていれば可能ということでしょうか。

担当課

同等品であれば可能とはしております。

横山委員

また金額の妥当性の話ですが、一番安価なものを基準としているという話でしたけれ

ども、多分発注している商品は汎用品だと思います。いわゆるメーカー希望小売価格との比較は行っていますか。

担当課

メーカー希望小売価格との比較では 5 割から 6 割程度の見積額となっております。

横山委員

そういう意味では大幅に安いという理解でよろしいですね。ありがとうございました。

大越委員長

その他に質問等はございますか。

志手委員

説明の中で予定価格の積算のために見積もりを取られて、2 者のうち安価な方を予定価格にされたという話ですが、予定価格を出すにあたり見積もりを取られた会社と落札された会社は別の会社になりますか。

担当課

同じ会社となります。

志手委員

やはり同じ会社ですよね。同等品での納入も可能ということですが、見積もりに同等品が記載されているということはないでしょうか。

事務局

この案件につきましては、仕様書が資料の最後のページに書いてあります。同等品で見積もりを入れてもらう場合には、事前に同等品申請というのが必要になるのですが、同等品申請はございませんでしたので、全社とも同じ型番のもので見積もりを作っております。

志手委員

なぜ特命随契でなく見積競争にしたのかという逆の質問になるのですが、見積もりを2回作成してもらってこの2者の方々にはお手間をかけさせたというわけですね。そうではなくて特命随契でも良かったのではないかとも思うのですがいかがでしょうか。

事務局

基本的には税金を使用しての購入となりますので、競争性を出すということで、成田市の入札や見積競争を実施するにあたりましては、財務会計マニュアルで手法を設けております。この金額ですと、3者から見積もりを取って見積競争を行うことが基本となっております。

今回は、予定価格の算定にあたっての事前準備として、担当課の方で見積競争を実施してくれたことから、業者目線ですと、ある意味二度手間になってしまった形にはなっております。

志手委員

一応、予定価格を決めるときには見積競争をしているという判断・解釈もできるということでしょうか。

事務局

あくまでも参考として見積となります。

志手委員

予定価格の時点でここまで手順を踏まれているのであれば、特命随契でもよかったのではないかなという気がしたところでございます。

大越委員長

この予定価格は見積競争なので他の応札した2者はご存知ない金額ということになると思います。以前も私が申し上げたことがあるかと思うのですが、これは見積競争としてフェアではないとも考えられないかなと思います。

今回落札した業者は元々自社見積もりなので金額は分かっている一方で、他者が分からずに応札しているということになると、最初に他者では絶対に落札しないだろうという金額で設定して、自社で受注するということが現実としてなくはないのかなとも思います。

そういう意味では、見積もりを取っていただくのは問題ないかとは思いますが、もしその業者も応札できるということであれば、その価格は参考価格ということで公表しないと他の入札する業者からするとフェアではないとも考えられなくはないのかなと思います。

確か何年か前に申し上げた記憶があるのですが、特段その後考慮はされてないということでしょうか。

事務局

基本的には物品購入につきましては、当市では予定価格を事前公表していないという形になっております。

本来であれば入札につきましては事後公表が基本となっており、物品はそれができるところから、事前公表せずに事後公表という形をとらせていただいております。ただ先生のおっしゃっていることも理解はしておりますが、予定価格を積算するにあたっては、特に物品につきましては、共通の労務費等がありません。先ほど志手委員がおっしゃられた通り、標準小売価格を基に積算できるのではないかというお話もあるかと思うのですが、こうした事務用品等は実勢価格と標準小売価格とは若干乖離しておりますので、やはり予定価格積算のための見積もり徴取は必要なのかなと考えております。

こうしたことから、今のところは抜本的な改革はできておりません。

大越委員長

見積もり徴取についての全く異議はなく、逆にメーカー希望小売価格を使用すると実際と乖離した数値になってしまうかと思います。しかしながら、今回の入札調書を拝見したところ、落札した業者と2番目の業者が数千円の差となっております。落札した業者が予定価格を分かっている一方で、落札できなかった会社はそれが分からずに応札してきているというところがあって、そこが少し不公平に繋がりがねないのかなというところで指摘をさせていただきました。

横山委員

同じことの繰り返しかもしれないですが、入札業者から見れば、言い方は良くないかもしれませんが、初めから出来レースみたいなことがあり、こういうことが続けば最終的には入札意欲を失ってしまうことも懸念されます。

そうすると、結局競争が働かなくなるということにもつながりますので、やはり若干工夫が必要かなと思っております。

大越委員長

それでは、事例 10 の審議はこれで終了といたします。

〔以上で事例10の審議を終了〕

以上をもちまして全ての事例の審議は終了とさせていただきますが、委員の皆様全体を通して何かご質問ご意見等ありますでしょうか。

そうしましたら私から1点だけ、最初の 3 件、総合評価の件になりますが、これは過去からずっとそうなのですが、やはり応札者が少ない状況です。これは競争入札の趣旨には少しそぐわないのかなと思います。

具体的にどうすればいいのかという結論はなかなか出せないかと思うのですが、引き続き適切な競争が働くようにご尽力いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(3)その他

傍聴者

0 名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

開 催 日 令和9年1月22日(金) 午後2時から4時(予定)

以上